

パートも！学生アルバイトも！

新潟県最低賃金は

時間額 931円

になります

新潟県最低賃金額は、従来の時間額890円から41円引き上げられ、本年10月1日から931円になります。

新潟県最低賃金は、県内で事業を営む全ての使用者及びその事業場で働く全ての労働者（臨時、パート、アルバイト等を含む。）に適用されます。

この機会に、最低賃金額を確認しましょう。

また、最低賃金引き上げに向けた生産性向上等への支援にかかわる業務改善助成金や働き方改革推進支援センターの無料相談制度も設けられておりますので、ご相談ください。

厚生労働省ホームページには賃金引き上げ特設ページを開設しておりますことをご参考までにお知らせ致します。

- 業務改善助成金に関するご相談は、
 - ・新潟労働局 雇用環境・均等室 電話：025-288-3528
- 働き方改革推進支援センターの無料相談に関するお問い合わせは、
 - ・新潟働き方改革推進支援センター 電話：0120-009-229
- 最低賃金に関するお問い合わせは、
 - ・新潟労働局労働基準部賃金室 電話：025-288-3504

〒950-8625

新潟市中央区美咲町1丁目2番1号 新潟美咲合同庁舎2号館3階
新潟労働局 労働基準部 賃金室 電話 025-288-3504